

令和5年度 自転車交通安全教室

生徒指導部

<岐阜県自転車条例について>

今年4月に岐阜県の自転車条例が制定されました。

「自転車保険加入の義務化」、「ヘルメットを着用するように努めなければならない」という内容です。これによりヘルメットの着用について、努力義務が発生しています。10月1日より施行されますが、自転車運転時の交通ルールを守ることはもちろんですが、ヘルメットを着用し、「自分の命は自分で守る」という意識をもってほしいと思います。

10月27日（金）、岐阜県警察本部、可児警察署及びJA 共済連の協力で、スタントマンによる交通事故場面の実演を見ることで、交通事故の危険性を疑似体験し、事故を未然に防ぐための危険予測能力や安全意識を高める「自転車交通安全教室」を実施しました。

スタントマンの皆さんによる自転車や歩行者に関する交通事故の様々な場面のリアルな実演はとても迫力があり、自転車事故の怖さや交通ルールを守ることの大切さを改めて実感することができました。



<生徒の感想より>

- ・ これまでは事故がどんなものかという想像が全くできていなかったが、今回事故の実演を見て、こんな事故にあったら絶対に命はないと思った。常に車や歩行者などを意識して運転するようにしたい。
- ・ 今日の交通安全教室では、実際にスタントマンの方々が事故の実演をしてくださり、遠くから見ていただけでもとても恐怖を感じました。普段私が生活している中でも、今回例として取り上げられていた危険運転をしている人を見かけるので、なるべくそのような人を避けて、自分の身を守っていきたいです。
- ・ 今回、交通安全教室を受けて改めてルールを守って自転車を乗ることが大切だと思った。たとえ一つルールを破ったとしてもそれが大きな事故に繋がったり、被害者となるだけでなく、加害者となり得る。だからこそ、何がダメなのかを判断し、ルールを守って自転車に乗りたい。また、いまは努力義務だけど、ヘルメットを被るだけで被害が少なくなるので被っていききたい。